

加古川市高齢者の日常生活支援サポーター養成研修実施要綱

平成29年1月23日
福祉部長決定

(目的)

第1条 この要綱は、加古川市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱及び加古川市生活援助型訪問サービス及びトレーニング型通所サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱に規定する生活援助型訪問サービスの事業に従事する者又は高齢者の生活の支援を行う者に対して、必要な技術及び知識等の習得を目的とした研修の実施に関して、必要な事項を定める。

(実施主体)

第2条 この研修の実施主体は、加古川市とする。ただし、研修実施の全部又は一部を市長が適切に実施できると認める事業者等に委託して実施することができるものとする。

(実施内容)

第3条 第1条に掲げる目的を達成するために、次に掲げる内容を実施するものとする。

- (1) 研修の企画
- (2) 研修の受講者の募集
- (3) 研修の実施
- (4) 研修の修了者への修了証の交付
- (5) その他市長が必要と認める業務

(研修科目)

第4条 研修科目は、別表のとおりとする。

(受講対象者)

第5条 研修の受講の対象者は、当該研修の修了後に加古川市内において生活援助型訪問サービスの事業に従事することを希望する者又は高齢者の生活の支援を行うために必要な知識を身につける者とする。

(受講料)

第6条 研修の受講料は1,500円とする。

(履修期間)

第7条 研修の履修は、原則として12カ月以内に修了することとする。

(修了証の交付)

第8条 市長は前条に定める期間内に、別表に定めるすべての研修科目を修了した者（以下「研修修了者」という。）を高齢者の日常生活支援サポーター養成研修修了者台帳（様式第1号）に登録することとし、研修修了者に対して修了証（様式第2号）を交付するものとする。

(履修の免除)

第9条 本市研修と同等と認める本市以外の自治体を実施する研修を修了し、当該自治体から修了証の交付を受けた者については、本市の研修の全部の履修を免除するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、研修の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年1月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

加古川市高齢者の日常生活支援サポーター養成研修科目

	科目名	内容	時間数
1	介護保険制度等の理解	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケアシステムについて ・介護保険制度、介護予防・日常生活支援総合事業その他の地域支援事業 ・介護予防ケアマネジメントから支援の提供までの流れ ・障害者福祉、生活困窮者支援などの関連制度 	2時間 30分
2	職務の理解	<ul style="list-style-type: none"> ・仕事の内容、現場の具体的なイメージ ・求められる職業倫理 ・個人情報やプライバシーの保護 ・事故の防止と発生時の対応、感染対策、健康管理 ・自立支援に資する具体的な生活支援技術 	1時間
3	本人や家族とのコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> ・本人の思いを傾聴し、共感するコミュニケーション ・聴力障害や失語症、認知症などに応じたコミュニケーション ・家族とのコミュニケーション 	2時間
4	老化や疾病についての理解と介護予防	<ul style="list-style-type: none"> ・要支援高齢者の状態像、老化による心身の変化、高齢者に多い疾病 ・障害とICFの基礎知識（個人因子と環境因子など） 	3時間
		<ul style="list-style-type: none"> ・認知症の基礎知識、予防と早期発見 ・加古川市の認知症施策 ・社会参加と閉じこもり予防、運動機能訓練、栄養改善、口腔ケアなどの意義 	
5	高齢者等の尊厳の保持	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等の尊厳の保持についての基本的な理解 ・虐待や身体拘束の禁止 ・成年後見制度など 	1時間 30分
6	自立支援の理論と実践	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的な考え方（ADL改善とQOL向上、リハビリテーション前置など） 	1時間
7	チームケア	<ul style="list-style-type: none"> ・チームケアの意義、住民主体と多職種連携 ・サービス担当者会議、地域ケア会議、生活支援協議体 ・情報共有の方法（記録や報告の方法など） 	1時間

計 12 時間